

災害時における指定緊急避難場所（一時避難場所等）としての使用に関する協定（案）

【本協定書の詳細については、事業者決定後に内容を調整・決定いたします。】

大阪市（以下「市」という。）と_____（以下「事業者」という。）は、市と事業者間の 年月 日締結のもと日本橋小学校・同附属幼稚園用地活用事業基本協定書（以下「基本協定書」という。）第4条2項に基づき、大阪市域内において地震その他による災害が発生し又は発生する恐れがある時（以下「災害時等」という。）、以下の施設を災害対策基本法第49条の4の規定による指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、市が事業者の管理する施設の一部を、避難場所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所として使用できる施設の周知）

第2条 避難場所として提供する施設（以下「施設」という。）は、原則として次に掲げる場所を提供するものとする。

（津波避難施設）

- (1)
- (2)
- (3)

※使用場所の詳細については別紙「平面図」参照

（一時避難場所）

- (4)
- (5)

※使用場所の詳細については別紙「平面図」参照

2 避難可能時間 ○○○○

3 市は、施設の範囲を市民に周知するため必要な措置を講じるものとする。

（使用目的及び期間）

第3条 施設の使用目的及び期間は、地域住民等の避難場所として、災害時等から、安全を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 市は、施設を前条に定める目的以外には使用しないものとする。

（費用負担）

第5条 施設について、事業者は市に無償で提供し、使用期間に生じた業務営業上の損害につい

て、その補償を事業者は市に求めないものとする。

- 2 避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって施設に生じた損害は、市が負担するものとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由により必要とされた費用又は損害については、事業者の負担とするものとし、疑義が生じた場合は、市と事業者が協議して負担を定めるものとする。

(使用中の事故に対する責任)

第6条 事業者は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から基本協定書の満了日までとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、市と事業者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、市と事業者は両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

市

事業者